

(平成26年6月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④、⑥、⑦及び⑧について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月9日は16万9,000円、19年7月21日は29万3,000円、20年7月11日は16万3,000円、21年7月10日は16万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑤に係る標準賞与額の記録については、平成18年12月9日は34万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間④から⑧までに係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年12月
④ 平成17年12月
⑤ 平成18年12月
⑥ 平成19年7月
⑦ 平成20年7月
⑧ 平成21年7月

申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④、⑥、⑦及び⑧について、A社から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間④は16万9,000円、申立期間⑥は29万3,000円、申立期間⑦は16万3,000円、申立期間⑧は16万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤について、A社から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、35万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、34万円2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、34万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間④から⑧までに係る賞与の支給日については、A社の回答から、申立期間④は平成17年12月9日、申立期間⑤は18年12月9日、申立期間⑥は19年7月21日、申立期間⑦は20年7月11日、申立期間⑧は21年7月10日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間④から⑧までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、当該期間の厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①から③までについて、A社は、「賞与及び当該賞与に係る厚生年金保険料が確認できる賃金台帳等の資料は保管しておらず、当該期間の届出及び納付義務の履行については不明である。」と回答している。

また、課税庁から提出された平成15年分及び16年分の市県民税所得課税証明書により、申立人が社会保険料を控除されたことは確認できるものの、申立期間①から③までの賞与額及び厚生年金保険料控除額について特定することができない上、申立人は、当該期間の賞与について、現金支給であり、当該期間の家計簿等の資料を保管していないとしていることから、当該期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 20 日

申立期間について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する銀行預金通帳の振込記録により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同じ部署に所属していたA社の同僚は、「賞与は業務の種類に関係なく従業員全員に支給された。」と証言しており、複数の同僚の賞与明細書によると、当該期間に係る賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該期間の賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額の記録については、上述の銀行預金通帳の振込記録により推認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は、資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 20 日

申立期間について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する銀行預金通帳の振込記録及び課税庁から提出された「平成 18 年度（平成 17 年分所得）市民税・県民税 照会回答書」から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は、資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日

申立期間においてA社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳における振込記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和46年2月28日まではA社で、同年3月1日からは関連会社であるC社（後に、B社と合併）で勤務した。途中で辞めたことはないが、年金記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事情報一覧表及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるC社に継続して勤務し（A社からC社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の記録から昭和46年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和46年1月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日と

して届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について、納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8520

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 13 日
申立期間について、賞与が支給されたが記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時のA社の役員から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、同社から10万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上述の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

申立期間について、A社に在籍し、継続して同社C支店に勤務していた。厚生年金保険料を控除されており、手違いだと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の回答及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間と同じ期間が未加入となっている者が申立人を含め66人確認できるところ、B社は、「当初、従業員は全員、本社において厚生年金保険被保険者資格を取得させていたところ、申立期間当時に、C支店を新たに厚生年金保険の適用事業所として独立させることになったため、同支店在籍者については、本社における被保険者資格を喪失させた。その際、担当者の事務過誤により、申立人を含めた複数の従業員について、被保険者期間の空白期間ができてしまった。しかし、当該期間も、当該従業員の給与から継続して厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

さらに、前述の66人のうち、2人が保管している申立期間のうちの一部の期間に係る給料明細書によると、いずれにおいても厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和34年9月1日であることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和33年7月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が昭和33年8月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険出張所（当時）は、申立人に係る同年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は36万円、申立期間②は24万9,000円、申立期間③は17万6,000円、申立期間④は19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月18日
② 平成16年12月28日
③ 平成17年7月28日
④ 平成17年12月9日

申立期間①から④までについて、A社（厚生年金保険の適用事業所名は、B事業所）から賞与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いため、当該期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」という。）並びに同僚から提出された給与明細書（賞与）及び源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及

び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された源泉徴収簿並びに同僚から提出された給与明細書（賞与）及び源泉徴収簿により推認される厚生年金保険料控除額から、申立期間①は36万円、申立期間②は24万9,000円、申立期間③は17万6,000円、申立期間④は19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間の賞与の支払に係る届出を行っていなかったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。